

地域再犯防止推進モデル事業

# 明石市更生支援事業 参考資料集

## 1 更生支援コーディネート事業

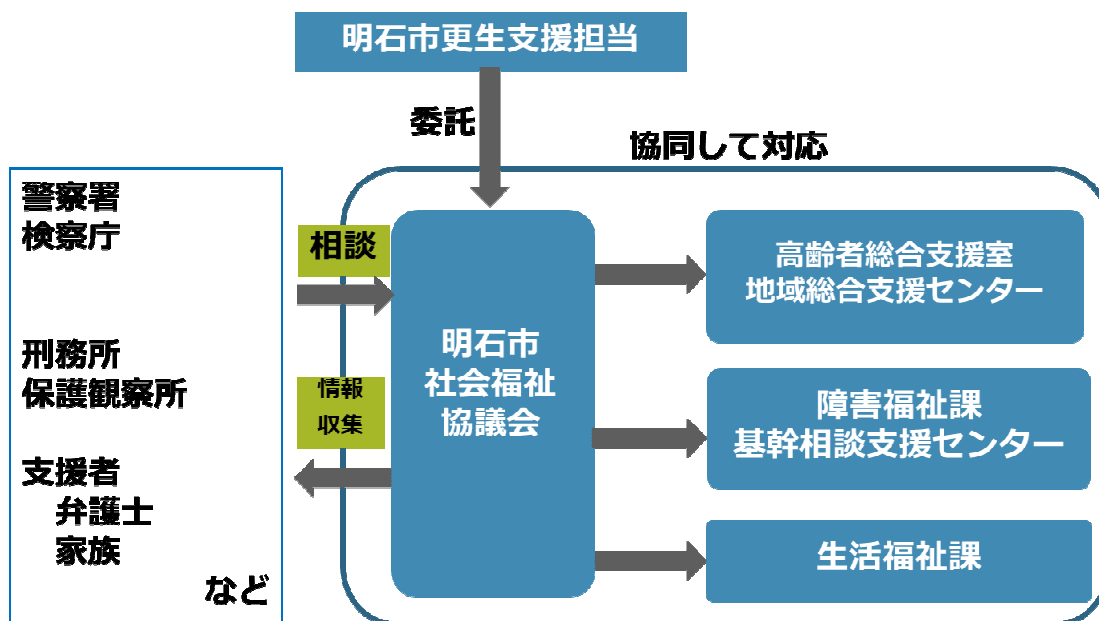
### (1) 概要

再委託先の社会福祉法人明石市社会福祉協議会内に、総合相談支援室(更生支援担当)を設置し、社会福祉士1名をコーディネーターとして配置(同法人の管理者(併任)及び社会福祉士を含む3名体制)。

警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分や執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な者に対して、福祉サービス等につなげるため、勾留中の面接や申請書類の作成支援などの調整を実施した(入口支援)。

刑務所等からの依頼に基づき、刑事施設の出所時期が概ね半年以内となっている者のうち、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な者に対して、円滑な地域帰住を促すため、在所中の面接や申請書類の作成支援等を実施した(出口支援)。

入口支援・出口支援対象者等について、その状況に応じ、市内各部署等と連携しながら、行政手続等の同行、受診同行、生活状況の確認、金銭管理の支援、見守り支援等を行った(フォローアップ)。



### (2) 支援対象者の要件

次に掲げる事項を全て満たす者とした。

ア 明石市に住居を有すること(住民登録地が明石市である場合、各種支援の根拠法に基づく実施責任が明石市にある場合及び明石市が支援すべき特段の事情がある場合を含む。)

イ 高齢又は障害等により、支援の調整が必要であると認められること

- ウ 刑事司法手続を受けていること
- エ 支援対象者となることが相当であると認められること
- オ 本人が支援を受けることを希望していること

### (3) 支援の具体的な流れ

ア 警察庁、検察庁、刑務所及び保護観察所等の刑事司法機関、弁護士のほか、市役所内他部署や、社会福祉協議会他部署からの電話による相談を受け、支援対象者受付票を作成する。この時点で、(2)の要件を満たさないことが明白である場合は、不認定の判断(支援対象者判定表)を経て、先方に連絡する。

#### イ 初動方針検討会議

支援対象者候補者の基礎情報を担当内で共有するとともに、スケジュールの確認、協力を依頼する支援機関の確認等を行う。

#### ウ 初動情報収集

支援対象とするか否かの判断、支援方針等の検討のため、必要に応じて候補者等との面接や関係機関等からの聞き取り等による収集を行う。本人面談が可能である場合は、この時点で同意書を徴取する。

#### エ 支援方針検討会議

上記情報収集の結果、(2)の要件を満たすと認める場合は、支援対象者として決定し、対象者の情報を整理するとともに、支援対象者の課題と対応策の検討を行う。

#### オ 調整・支援の実施

対象者が勾留中である場合は、釈放後の住居や福祉サービス等の調整を行う。釈放後、各種サービス受給のための手続同行や、見守り訪問等を行う。必要に応じて他機関を含むケース会議を主催し、又は関係機関が行うケース会議に参加する。

#### カ 支援の終結

次に掲げるいずれかの事項を満たす場合に、支援を終結する(支援終了判定票)。

(ア)死亡した場合

(イ)転出等により明石市民ではなくなった場合

(ウ)他の相談支援機関による継続的支援につながった場合

(エ)支援を拒否した場合

(オ)支援がなくとも安定した生活を維持できると認められた場合

(カ)支援を終了すべき特段の事情が生じた場合

※参考資料:コーディネート事業実績(別添1)

様式集(別添2)

## 2 更生支援安定化事業

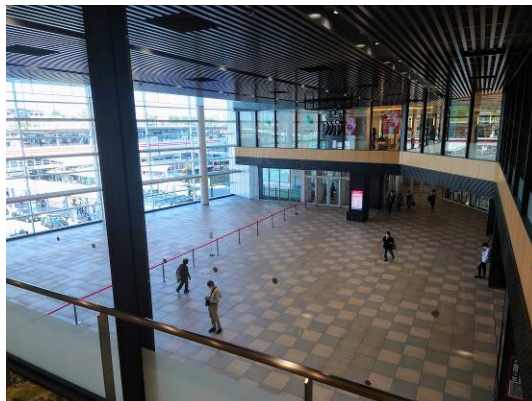
更生支援の考え方や事業の内容は、必ずしも市民にとって身近なものではないことから、市民の理解を促進し、支援の輪を広げていくことにより、事業を安定的・継続的に実施していくことが必要であるとの考えから、市民向けイベントの開催や、更生支援等条例のパンフレットの作成、関係機関によるネットワーク会議の開催等を実施し、更生支援に関する取組みを推進する機運の醸成を図ったもの。

### (1) あかし更生支援フェア

ア 日時 令和元年7月27日(土) 11時～17時

イ 場所 あかし市民広場

(兵庫県明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし2階)



### ウ 内容

・物販・広報コーナー(11時～17時)

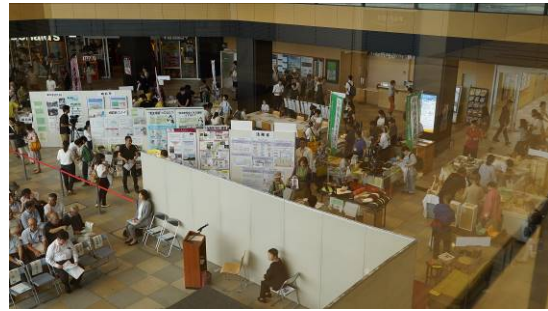
えきまえ矯正展: 刑務所作業製品の展示即売

(神戸刑務所、加古川刑務所、姫路少年刑務所、播磨社会復帰促進センター、神戸少年鑑別所): 刑務作業製品展示即売会 性格検査体験コーナー

その他広報・物販

(社明推進委員会: 啓発グッズ配布、更生保護女性会: バザー、市内福祉施設: 作業製品等物販、関係団体パネル展示)





・更生支援フォーラム(13:30~15:30)

- ・開会あいさつ(市長)
- ・来賓祝辞(議長(副議長代読))
- ・山下法務大臣(当時)からのビデオメッセージ披露
- ・国の取組み紹介(法務省保護局更生保護振興課長)
- ・明石市の取組み紹介(福祉局地域共生社会室更生支援担当課長)
- ・村木厚子氏講演「ともに地域で暮らし続けるために」



その他、同建物内に所在するあかし市民図書館においてパネル展示、オリジナルしおりの配布等を行った。

## エ 結果

更生支援フォーラムは、座席数250席を用意していたところ、募集開始早々に予約で満席となり、当日も悪天候の中多くの市民が集まった。参加者にアンケート調査を実施したところ、「自治体が更生支援に取り組むことは必要だと思いますか」という問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した者の割合は99.3%、「このようなイベントがあったらまた参加したいと思いますか」という問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した者の割合は93.6%であった。この他、自由記載欄には、「怖い人・関わりたくないという気持ちが変わった」「明日から目の向け方が少し変わっていきそう」「更生支援の充実した地域こそ誰もが住みやすい場になることを痛感した」といった前向きな意見が多数見られた。

※参考資料:更生支援フェア チラシ(別添3)

更生支援フェア 会場図面(別添4)

更生支援フォーラム アンケート結果(別添5)

### (2) あかし更生支援サポーター講座

更生支援フェアに参加いただいた方々などから、更生支援の取組みについてもっと深く知ってみたいといった声があったことから、定員20人規模の少人数制の講座を実施した。

#### ア 日時及び場所

令和2年2月25日(火) 14時～16時半 明石市立西部図書館

令和2年11月15日(日) 14時～16時半 複合型交流拠点 ウィズ明石

#### イ 内容

前半に市更生支援担当課長が犯罪等の情報や更生支援の考え方に関する講義を行った後、後半は保護司をゲスト講師として招き、保護司になったきっかけや印象に残ったケース等を尋ねるインタビュー形式の講義を実施した。

### (3) 条例パンフレット・チラシの作成

明石市においては、更生支援の取組みを、更に市民の理解を得ながら推進していくため、平成30年当初から条例の制定について検討を始め、同年12月議会において、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が可決・成立した。本条例が施行となる平成31年4月1日に併せて、条例パンフレット・チラシを作成し、各種会議等を通じて配布したほか、市内広報スペース等に設置した。パンフレットは表紙・目次を含めて44Pの冊子、チラシは内容を抜粋し

た両面1枚のものである。

※参考資料:明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例(別添6)  
 条例広報用チラシ(別添7)



#### (4) 明石市更生支援ネットワーク会議の開催

明石市においては、関係機関間のネットワークづくりを目的として、平成28年から明石市更生支援ネットワーク会議を開催している。当初26団体で発足し、平成29年度に35団体に、平成30年度には37団体に拡大している。刑事司法機関等の関係行政機関のみならず、地域活動団体の代表者にも参画いただいているのが特徴的である。直近では、平成31年4月25日に開催し、同月施行された更生支援等条例の制定経緯や内容等を共有した。

※委員構成

司法関係者

神戸地方裁判所明石支部(オブザーバー)	神戸地方検察庁明石支部
兵庫県明石警察署	兵庫県弁護士会触法障害者支援 PT
日本司法支援センター兵庫地方事務所(法テラス)	

矯正及び更生保護に関する施設の代表者

神戸刑務所	神戸少年鑑別所
加古川刑務所	神戸保護観察所
播磨社会復帰促進センター	更生保護法人神戸学而園

社会福祉関係者

兵庫県社会福祉士会	明石市社会福祉協議会
兵庫県精神保健福祉士協会	明石市障害者就労・生活支援センター あくと
兵庫県臨床心理士会	
障害者関係団体	
明石地区手をつなぐ育成会 地域活動団体の代表者	NPO 法人明石ともしび会
明石市保護司会	明石市連合まちづくり協議会
明石地区更生保護女性会	明石市連合 PTA
明石市民生児童委員協議会	
行政関係者	
明石市基幹相談支援センター	兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課
明石市社会福祉協議会地域総合支援センター	明石公共職業安定所
兵庫県地域生活定着支援センター	明石市役所
その他	
一般社団法人明石市医師会	特定非営利活動法人チェンジングライフ
地方独立行政法人明石市立市民病院	特定非営利活動法人神戸の冬を支える会
明石商工会議所	チーム風
明石市商店街連合会	神戸ダルクヴィレッジ





(5) 車両貼付用マグネットシートの作製

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での広報・啓発活動が困難であったことから、車両貼付用マグネットシートを作製し、社会を明るくする運動強調月間である7月に、市が保有する公用車に貼付して啓発を行った。



(6) 駅前電子掲示板への広報画像の表示

(5)と併せて、明石駅前の電子掲示板に広報画像の表示を行った。



基準日：令和2年9月30日 現在

## 明石市更生支援コーディネーター事業 相談件数

【相談元別】

(単位：件)

年度	事件種別	警察署	検察庁	刑事施設	保護観察所	弁護人	障害者支援施設	社会福祉協議会	地域生活支援センター	発達支援センター	市役所内他部署	本人・家族等	その他	小計	合計
平成30年度	入口	2	3			1		1			1	2		10	18
	出口			3							1			4	
	その他							1			1	1	1	4	
令和1年度	入口	3	4			1	1	9			1	1		20	40
	出口			3				1			1	1		6	
	その他	2	2	2	1			4				3		14	
令和2年度 (R2.9.30現在)	入口	2	2			1		1						6	15
	出口			1	1	1	1							4	
	その他		1					1			2		1	5	
小計		9	12	9	2	4	2	18	0	0	7	8	2	73	73

【障害等の内容別】

(単位：件)

年度	事件種別	高齢	知的障害	精神障害	身体障害	発達障害	無・不明	小計	合計
平成30年度	入口	3	1	4		1	1	10	18
	出口	1	3					4	
	その他	2	1				1	4	
令和1年度	入口	4	5	8		1	2	20	40
	出口		1	5				6	
	その他	3	3	5		1	2	14	
令和2年度 (R2.9.30現在)	入口	3	1	1			1	6	15
	出口		3	1				4	
	その他	1	1	1		1	1	5	
小計		17	19	25	0	4	8	73	73

【対応別】

(単位：件)

年度	事件種別	相談のみ	支援実施	小計	合計
平成30年度	入口	1	9	10	18
	出口	1	3	4	
	その他	4		4	
令和1年度	入口	1	19	20	40
	出口	2	4	6	
	その他	6	8	14	
令和2年度 (R2.9.30現在)	入口		6	6	15
	出口		4	4	
	その他	2	3	5	
小計		17	56	73	73

【継続・終了別】

(単位：件)

年度	事件種別	調整中	フォローアップ	支援終了	小計	合計
平成30年度	入口		1	9	10	18
	出口		1	3	4	
	その他			4	4	
令和1年度	入口		4	16	20	40
	出口	1	1	4	6	
	その他		4	10	14	
令和2年度 (R2.9.30現在)	入口	2	2	2	6	15
	出口	2	2		4	
	その他		1	4	5	
小計		5	16	52	73	73

※ 年度の区分は、相談の受付日を基準としています。

※ 「事件種別」の「その他」は、入口支援にも出口支援にも該当しない事案です。

※ 「相談元別」では、基幹相談支援センター、後見支援センター、地域総合支援センターをまとめて「社会福祉協議会」と記載しています。

# 総括表

平成30年10月分 ~ 令和2年9月分

## 1. 入口支援

(単位:件)

処分確定前(調整中)						処分確定後(フォローアップ)					支援内容									再犯	
本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	公判	関係者会議	本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	関係者会議	生活保護	手帳取得	障害福祉サービス	介護保険	老人福祉	就労支援	更生支援計画	日自	後見		その他
51	103	296	17	15	57	208	155	507	149	87	6	2	6	5	0	5	4	2	2	15	1

## 2. 出口支援

(単位:件)

入所中(調整中)						釈放後(フォローアップ)					支援内容									再犯	
本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行		関係者会議	本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	関係者会議	生活保護	手帳取得	障害福祉サービス	介護保険	老人福祉	就労支援		日自	後見		その他
29	76	166	11		20	67	102	104	44	14	2	1	3	0	0	0		1	0	7	2

## 3. その他

(単位:件)

	支援中(フォローアップ)					支援内容									再犯
	本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	関係者会議	生活保護	手帳取得	障害福祉サービス	介護保険	老人福祉	就労支援		日自	後見	
	62	70	133	22	34	1	0	1	0	0	0		0	0	7

## 4. 合計

(単位:件)

調整中						フォローアップ					支援内容									再犯	
本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	公判	関係者会議	本人面談	本人以外面談	電話連絡	手続同行	関係者会議	生活保護	手帳取得	障害福祉サービス	介護保険	老人福祉	就労支援	更生支援計画	日自	後見		その他
80	179	462	28	15	77	337	327	744	215	135	9	3	10	5	0	5	4	3	2	29	4

# コーディネート支援調整等実績

令和2年9月30日 現在

(単位:回)

	面談等内容	本人面談	本人以外 面談	電話連絡	手続同行	公判傍聴	関係者 会議
入口支援 (支援該当34件)	処分確定前 (留置所・拘置所など)	51 (8)	103 (35)	296 (58)	17 (4)	15 (3)	57 (14)
	処分確定後 (自宅など)	208 (47)	155 (40)	507 (139)	149 (60)		87 (16)
出口支援 (支援該当11件)	釈放前 (刑務所など)	29 (12)	76 (24)	166 (47)			20 (9)
	釈放後 (自宅など)	67 (24)	102 (53)	104 (55)	44 (23)		14 (5)
その他(支援該当11件)		62 (40)	70 (26)	133 (56)	22 (17)		34 (7)

※数字は回数、また ( ) 内は1人当たりの最多回数

令和2年9月30日 現在

## 支援受給者数及び支援内容

(単位:人)

	受給等に至った	調整中	受給等に至らず	計
入口支援	22人	2人	10人	34人
出口支援	8人	1人	2人	11人
その他	8人	1人	2人	11人
計	38人	4人	14人	56人

(単位:件)

	生活保護	手帳取得	障害福祉サービス	介護保険	老人福祉	就労支援	更生支援計画	日自	後見	その他	計
入口支援	6件	2件	6件	5件	0件	5件	4件	2件	2件	15件	47件
出口支援	2件	1件	3件	0件	0件	0件		1件	0件	7件	14件
その他	1件	0件	1件	0件	0件	0件		0件	0件	7件	9件
計	9件	3件	10件	5件	0件	5件	4件	3件	2件	29件	70件

※1人の支援対象者に対し、支援内容が重複している場合有。

相談者数の罪名別内訳(「人数」及び「障害等の内容別構成比率」)

(単位:人)

	窃盗	占有離脱物横領	詐欺	建造物(住居)侵入	暴行	器物損壊	銃刀法違反	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	迷惑防止条例違反 強制わいせつ罪	その他罪名	不明	合計
高齢	13人 76.5%		2人 11.8%	1人 5.9%							1人 5.9%		17人 23.3%
知的障害	8人 42.1%		3人 15.8%	1人 5.3%						5人 26.3%	2人 10.5%		19人 26.0%
精神障害	9人 36.0%				8人 32.0%					2人 8.0%	6人 24.0%		25人 34.2%
身体障害													0人 0.0%
発達障害			1人 25.0%		1人 25.0%		1人 25.0%				1人 25.0%		4人 5.5%
不明・無	2人 25.0%				2人 25.0%						3人 37.5%	1人 12.5%	8人 11.0%
合計	32人 43.8%	0人 0.0%	6人 8.2%	2人 2.7%	11人 15.1%	0人 0.0%	1人 1.4%	0人 0.0%	0人 0.0%	7人 9.6%	13人 17.8%	1人 1.4%	73人 100.0%

支援対象者数の罪名別内訳(「人数」及び「障害等の内容別構成比率」)

(単位:人)

	窃盗	占有離脱物横領	詐欺	建造物(住居)侵入	暴行	器物損壊	銃刀法違反	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	迷惑防止条例違反 強制わいせつ罪	その他罪名	不明	合計
高齢	9人 69.2%		2人 15.4%	1人 7.7%							1人 7.7%		13人 23.2%
知的障害	8人 50.0%		2人 12.5%	1人 6.3%						4人 25.0%	1人 6.3%		16人 28.6%
精神障害	7人 35.0%				6人 30.0%					2人 10.0%	5人 25.0%		20人 35.7%
身体障害													0人 0.0%
発達障害					1人 33.3%		1人 33.3%				1人 33.3%		3人 5.4%
不明・無	2人 50.0%				1人 25.0%						1人 25.0%		4人 7.1%
合計	26人 46.4%	0人 0.0%	4人 7.1%	2人 3.6%	8人 14.3%	0人 0.0%	1人 1.8%	0人 0.0%	0人 0.0%	6人 10.7%	9人 16.1%	0人 0.0%	56人 100.0%

更生支援コーディネーター事業実績(再犯率関係)

【全体(性別不明者も含む)】

	相談者数	再犯追跡該当者		再犯率 (%)	
		再犯有	再犯無		
入口支援	36人	29人	1人	28人	3.4%
出口支援	14人	6人	2人	4人	33.3%
その他	23人	11人	1人	10人	9.1%
計	73人	46人	4人	42人	8.7%

【男性】

	相談者数	再犯追跡該当者		再犯率 (%)	
		再犯有	再犯無		
入口支援	26人	21人	0人	21人	0.0%
出口支援	11人	6人	2人	4人	33.3%
その他	17人	8人	1人	7人	12.5%
計	54人	35人	3人	32人	8.6%

【女性】

	相談者数	再犯追跡該当者		再犯率 (%)	
		再犯有	再犯無		
入口支援	10人	8人	1人	7人	12.5%
出口支援	3人	0人	0人	0人	0.0%
その他	5人	3人	0人	3人	0.0%
計	18人	11人	1人	10人	9.1%

【高齢】

	相談者数	再犯追跡該当者		再犯率 (%)	
		再犯有	再犯無		
入口支援	11人	10人	1人	9人	10.0%
出口支援	2人	1人	0人	1人	0.0%
その他	6人	3人	0人	3人	0.0%
計	19人	14人	1人	13人	7.1%

※ 受付時の年齢65歳以上の者を集計しているため、「障害等の内容」が「高齢」以外の者も含まれる。

【窃盗】

	相談者数	再犯追跡該当者		再犯率 (%)	
		再犯有	再犯無		
入口支援	15人	10人	1人	9人	10.0%
出口支援	9人	2人	1人	1人	50.0%
その他	8人	4人	0人	4人	0.0%
計	32人	16人	2人	14人	12.5%

## 更生支援コーディネート事業

候補者 受付票（入口支援）

【受付日： 年 月 日 / 受付者 / 初動方針検討会議： 年 月 日】

氏名		生年月日（年齢）		（ 歳）	
受入 先	有無	有（被疑者との関係） ・ 無			
	連絡先	住所			
		電話			
住 所		<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 住所不明（主な生活場所）			
前住所					
障害 等 の 状 態	病院名	主治医			
	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体（ 種 級 / 障害名） <input type="checkbox"/> 療育手帳（A・B1・B2） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ 級） <input type="checkbox"/> その他（） <input type="checkbox"/> 手帳なし			
	介護認定	要支援（ 1 2 ） 要介護（ 1 2 3 4 5 ）			
収入		<input type="checkbox"/> 生活保護（実施自治体 市） <input type="checkbox"/> 障害年金（ 級） <input type="checkbox"/> 老齢年金 <input type="checkbox"/> 就労中（勤務先 約 万円 / 月）			
現 況	担当検事	連絡先			
	弁護人	連絡先			
	勾留場所	連絡先			
	現在の手続	<input type="checkbox"/> 逮捕後 <input type="checkbox"/> 弁解録取（勾留質問） <input type="checkbox"/> 勾留中			
事 件 関 係	罪名				
	前科				
	勾留満期	延長満期			
支援該当項目（見込み）		<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他（）			



更生支援コーディネーター事業

候補者 受付票（出口支援）

【受付日： 年 月 日 / 受付者 / 初動方針検討会議： 年 月 日】

氏名		生年月日（年齢）		（ 歳）	
受 入 先	有無	有（候補者との関係） ・ 無			
	連絡先	住所			
電話					
住 所		身元引受人 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			
障 害 等 の 状 態	病院名			主治医	
	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体（ 種 級 / 障害名） <input type="checkbox"/> 療育手帳（A・B1・B2） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ 級） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 手帳なし			
	介護認定	要支援（ 1 2 ） 要介護（ 1 2 3 4 5 ）			
収入支援の要否		<input type="checkbox"/> 生活保護（実施自治体 市） <input type="checkbox"/> 障害年金（ 級） <input type="checkbox"/> 老齢年金 <input type="checkbox"/> 就労中（勤務先 約 万円 / 月）			
現 況	刑務所 （担当者）	（ ）		連絡先	
	保護観察所 （担当者）	（ ）		連絡先	
	保護司			連絡先	
	現在の手続	<input type="checkbox"/> 仮釈放予定 <input type="checkbox"/> 満期出所 <input type="checkbox"/>			
	罪名				
	前科				
	釈放予定日			出所満期日	
支援該当項目（見込み）		<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

## 同意書

私は、福祉サービスを受けたり、社会生活に必要な支援を受けることを希望します。そのために、私の個人情報について、明石市社会福祉協議会が、下記のとおり利用することに同意します。

### 1 個人情報利用の目的（法 15 条 1 項、16 条関係）

#### (1) 支援

福祉サービスなどの申請をしたり、成年後見制度、日常生活自立支援事業その他の財産管理のサポートをしたり、就職先を一緒に探すなど、私が円滑に地域生活に戻れるよう支援をするために個人情報を利用すること。

#### (2) 匿名加工情報の報告目的利用

国の機関又は明石市への報告や、学術的な集会における報告に際して、私や家族の氏名、生年月日、住所その他の個人識別情報を削除の上、事例報告として発表すること。

### 2 要配慮個人情報の取得（法 17 条 2 項柱書、規則 2 条各号関係）

上記 1 (1) の目的のために、私の心身の機能障害、病歴、診療歴、犯罪の経歴その他の要配慮個人情報（個人情報保護法第 2 条 3 項に定めるものと同じ）を、明石市社会福祉協議会が取得すること。

### 3 個人情報の第三者提供（法 23 条 1 項関係）

私の氏名、生年月日、住所、親族の状況、過去に受給した福祉サービスの内容、成育歴、心身の状況、資産の状況等その他、病歴、診療歴、犯罪の経歴その他の要配慮個人情報も含め、必要な個人情報を、支援に必要な範囲で、国の機関、地方公共団体、地域の福祉施設、私の弁護士等関係支援機関に提供すること。

年 月 日

氏名

印

あかしししゃかいふくしきょうぎかい    りじちようさま  
明石市社会福祉協議会    理事長様

## どう い しょ 同 意 書

わたし    しゃかい    せいかつ    なか    ふくしきーびす    うけたり    おかね    かんり  
私は、社会で生活していく中で、福祉サービスを受けたり、お金の管理をおねがいするな  
どの必要な支援をうけたいと思います。そのために、私の個人情報について、明石市社会  
ふくしきょうぎかい    かき    りよう    どうい  
福祉協議会が、下記のとおり利用することに同意します。

### 1    こじんじょうほう    つかうもくてき    ほう    じょう    こう    じょうかんけい 1    個人情報を使う目的（法15条1項、16条関係）

#### わたし    しえん (1) 私の支援のため

あかしししゃかいふくしきょうぎかい    ふくし    しんせい    ざいさんかんり  
明石市社会福祉協議会が、私の福祉サービスなどの申請をしたり、財産管理のサポー  
トをする制度を利用したり、はたらくところを一緒に探すなど、私がスムーズに地域  
せいかつ    もどれる    しえん    こじんじょうほう    りよう    どうい  
生活に戻れるよう支援をするために個人情報を利用することに同意します。

#### けんきゅう    ほうこく    ひと    しょうかい (2) 研究や報告のためにたくさんの人に紹介するため

くに    きかん    あかしし    ほうこく    がくじゆつてき    ほうこく    わたし    わたし    かぞく  
国の機関や明石市への報告、学術的なイベントでの報告のために、私や、私の家族  
なまえ    せいねんがっぴ    じゅうしょ    その    た    わたし    こじんじょうほう    かならずけしてわたし  
の名前、生年月日、住所その他の私だとわかるような個人情報を必ず消して私のこ  
とだとわからないようにした上で、たくさんの人に発表することに同意します。

### 2    ようはいりよこじんじょうほう    しゆとく    ほう    じょう    こうはしらがき    きそく    じょうかくごうかんけい 2    要配慮個人情報の取得（法17条2項柱書、規則2条各号関係）

わたし    しんしん    しょうがい    びょうき    びょういん    とき    つみ  
私の心身の障害のこと、これまでかかった病気のこと、病院にかかった時のこと、罪

おかし<sup>て</sup>つかま<sup>った</sup>時<sup>の</sup>こと<sup>など</sup>、あま<sup>り</sup>人<sup>には</sup>知ら<sup>れ</sup>た<sup>く</sup>ない<sup>要配慮個人情報</sup>（個人<sup>情報保護法第2条3項に定めるものと同じ</sup>）について、上<sup>の</sup>1(1)にある<sup>通り</sup>私<sup>の</sup>支<sup>援</sup>を  
する<sup>ために</sup>必要<sup>な</sup>範<sup>囲</sup>で、明<sup>石</sup>市<sup>社会福祉協議会</sup>が<sup>集</sup>める<sup>こと</sup>に<sup>同</sup>意<sup>し</sup>ます。

### 3 個人情報<sup>の</sup>第<sup>三</sup>者<sup>提</sup>供<sup>（法23条1項関係）</sup>

わ<sup>た</sup>し<sup>の</sup>な<sup>ま</sup>え<sup>、</sup>生<sup>年</sup>月<sup>日</sup>、住<sup>所</sup>、親<sup>族</sup>の<sup>状</sup>況<sup>、</sup>過<sup>去</sup>に<sup>受</sup>けて<sup>いた</sup>福<sup>祉</sup>サ<sup>ー</sup>ビ<sup>ス</sup>の<sup>内</sup>容<sup>、</sup>  
わ<sup>た</sup>し<sup>の</sup>こ<sup>れ</sup>ま<sup>で</sup>の<sup>育</sup>ち<sup>、</sup>心<sup>身</sup>の<sup>状</sup>況<sup>、</sup>私<sup>が</sup>持<sup>っ</sup>て<sup>い</sup>る<sup>お</sup>金<sup>の</sup>情<sup>報</sup>等<sup>の</sup>他<sup>、</sup>こ<sup>れ</sup>ま<sup>で</sup>か  
か<sup>っ</sup>た<sup>病</sup>気<sup>の</sup>こ<sup>と</sup>、病<sup>院</sup>に<sup>か</sup>か<sup>っ</sup>た<sup>時</sup>の<sup>こ</sup>と<sup>、</sup>罪<sup>を</sup>犯<sup>し</sup>て<sup>つか</sup>ま<sup>っ</sup>た<sup>時</sup>の<sup>こ</sup>と<sup>な</sup>ど<sup>の</sup>  
要<sup>配</sup>慮<sup>個人情報</sup>も<sup>含</sup>め<sup>、</sup>必要<sup>な</sup>個人<sup>情報</sup>を<sup>、</sup>私<sup>の</sup>支<sup>援</sup>を<sup>する</sup>た<sup>めに</sup>必要<sup>な</sup>範<sup>囲</sup>で<sup>、</sup>国<sup>の</sup>  
機<sup>関</sup>や<sup>地</sup>方<sup>公</sup>共<sup>団</sup>体<sup>、</sup>地<sup>域</sup>の<sup>福</sup>祉<sup>施</sup>設<sup>、</sup>私<sup>の</sup>弁<sup>護</sup>人<sup>な</sup>ど<sup>、</sup>私<sup>を</sup>支<sup>援</sup>し<sup>て</sup>く<sup>れ</sup>る<sup>人</sup>た<sup>ち</sup>  
に<sup>教</sup>える<sup>こと</sup>に<sup>同</sup>意<sup>し</sup>ます。

ねん がつ ひ  
年 月 日

なまえ  
名前

いん  
印

室長	課長	係	作成者

更生支援コーディネート事業  
支援対象者判定表

氏 名：	判定日：	年	月	日
要件		該当 有無	備考	
(1)	<input type="checkbox"/> 明石市に住居があること <input type="checkbox"/> 明石市に住居はないものの、次に掲げるいずれかに該当すること。 <input type="checkbox"/> 住民登録地が明石市であること。 <input type="checkbox"/> 各種支援の根拠法に基づく支援の実施責任が明石市にあること。 <input type="checkbox"/> 明石市が支援すべき特段の事情があること。			
(2)	高齢又は障害等により、釈放後の支援の調整が必要であると認められること。			
(3)	刑事司法手続（捜査、公判、刑の執行、保護観察等）を受けていること。 <input type="checkbox"/> 捜査、公判中（在宅） <input type="checkbox"/> 捜査、公判中（勾留場所） <input type="checkbox"/> 服役中（矯正施設） <input type="checkbox"/> 保護観察中			
(4)	円滑な社会復帰のため、支援対象者とすることが相当であると認められること。			
(5)	本人が支援を受けることを希望していること。			
判定		認定 / 不認定		

室長	課長	係

更生支援コーディネート事業  
支援終了判定票

1 支援終了判定

氏 名：	判定日：	年	月	日
<p>支援の終了を検討すべき状況について、該当する番号に○を付すこと。</p> <p>(1) 死亡した</p> <p>(2) 転出等により明石市民ではなくなった</p> <p>(3) 他の相談支援機関による継続的支援につながった</p> <p>(4) 支援を拒否した</p> <p>(5) 支援がなくとも安定した生活を維持できると認められた</p> <p>(6) 支援を終了すべき特段の事情が生じた</p> <p>【備考】</p> <p>事案発生日：           年       月       日</p> <p>状 況 等：</p>				
判 定			支援を 終了する / 継続する	

2 支援対象者への通知

年	月	日	
支援対象者へ			により通知した。
担当者：			印

# 2019年 あかし更生支援フェア

行って、見て、聞いて、知って、こうせいしえん

入場無料



日時

7月27日（土曜日）  
11:00～17:00

場所

あかし市民広場  
(明石駅前再開発ビル2階)

更生支援フォーラム

13:30～15:30

手話通訳・要約筆記あります。

講 演 <sup>むら き あつ こ</sup> 村木 厚子 さん

「ともに地域で  
暮らし続けるために」

その他 市の取り組み報告 など

※ 事前申し込み制。お申し込み方法は裏面をご覧ください。



<プロフィール>  
労働省（現厚生労働省）入省。  
女性政策、障がい者政策などに携わる。雇用均等・  
児童家庭局長、厚生労働事務次官などを歴任  
【著書】「あきらめない」「私は負けない」など



えきまえ矯正展

11:00～17:00

家具や手作りおもちゃ、  
性格検査（無料）コーナーもあるよ！



刑務所作業製品の展示即売会  
無料性格検査コーナー  
パネル展示 など

※ お申し込み不要・入退場自由。お気軽にお立ち寄りください。



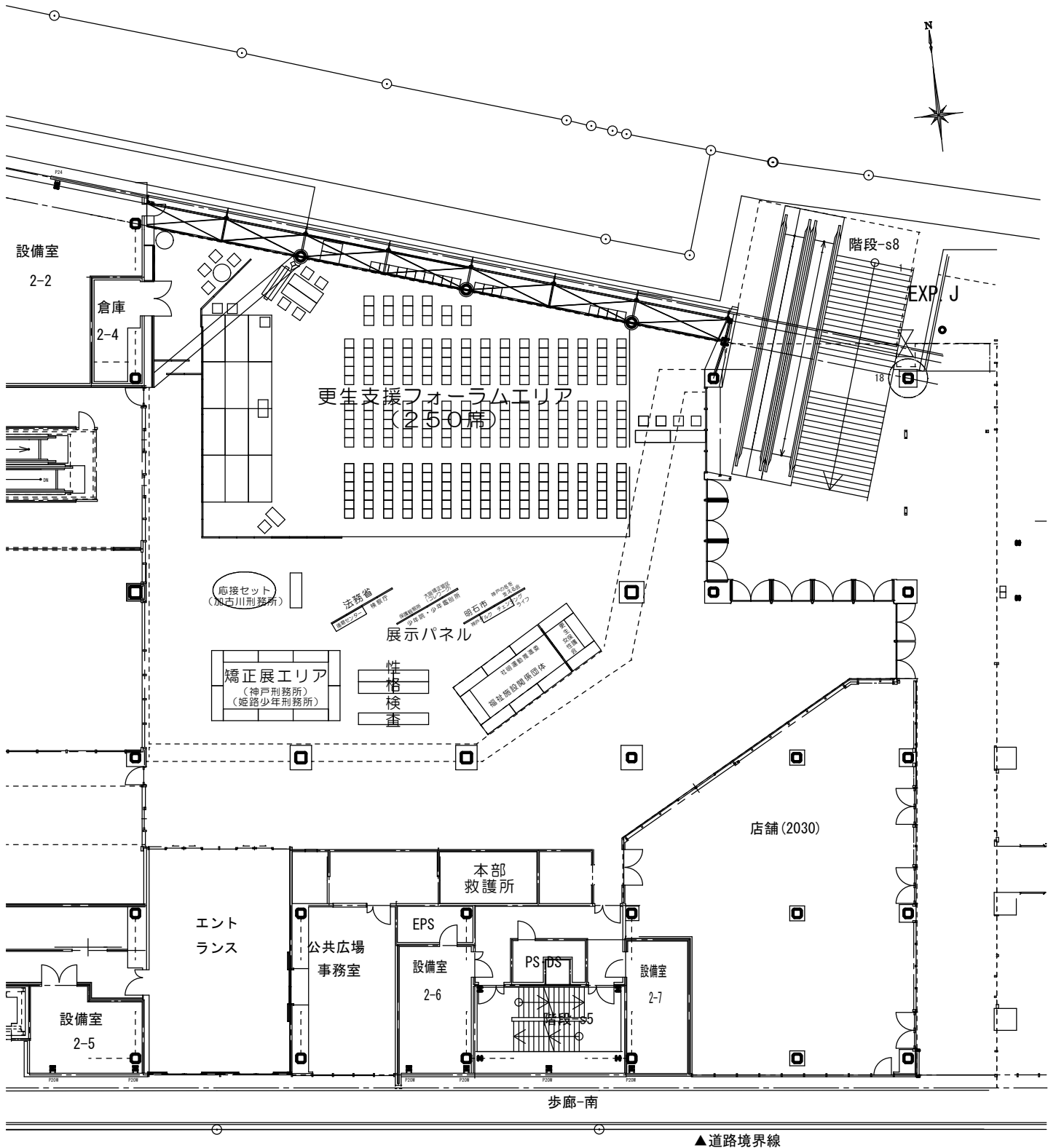
関連企画

あかし市民図書館に特設ブースを設置  
(期間：7/20～7/27)

お問い合わせ・お申し込み先  
明石市 福祉局 地域共生社会室 更生支援担当  
TEL 918-5286 FAX 918-5196 ☎ kouseishien@city.akashi.lg.jp

みんなで“おかえりなさい”といえるまち明石

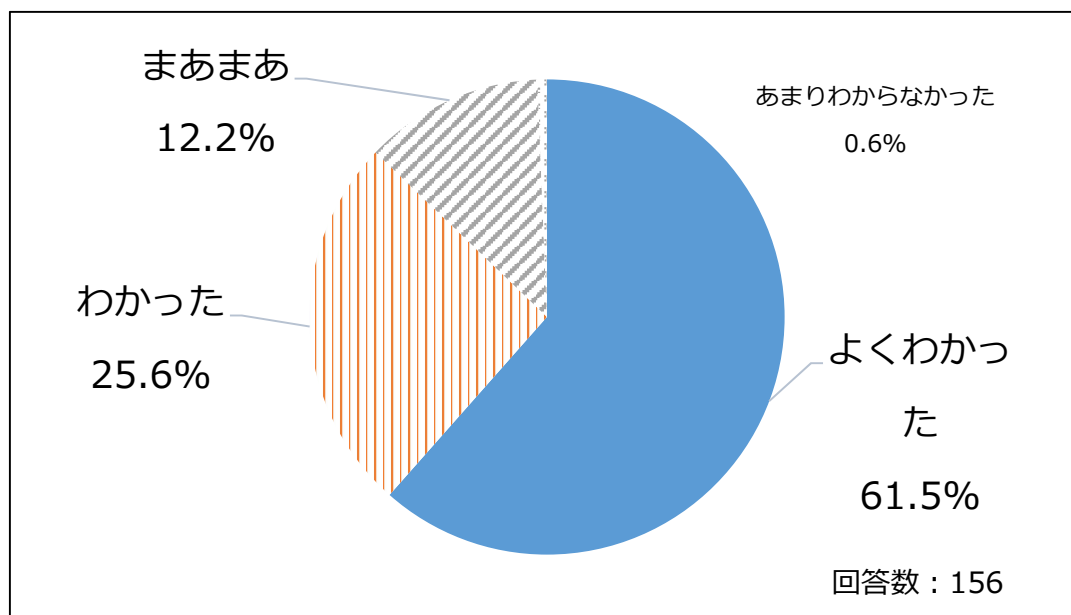
# 市民広場会場図面(案) フォーラム開催時



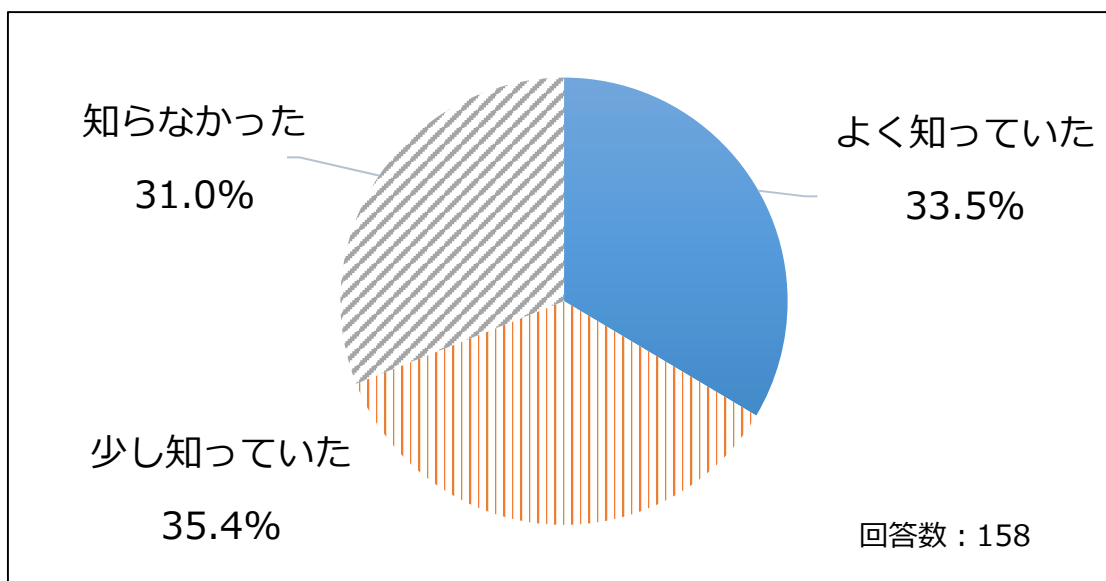


## 2019年 あかし更生支援フェア アンケート結果

- 1 イベントに参加して、明石市の「更生支援」のことがわかりましたか？  
⇒全体の87.1%が「よくわかった」「わかった」と評価。

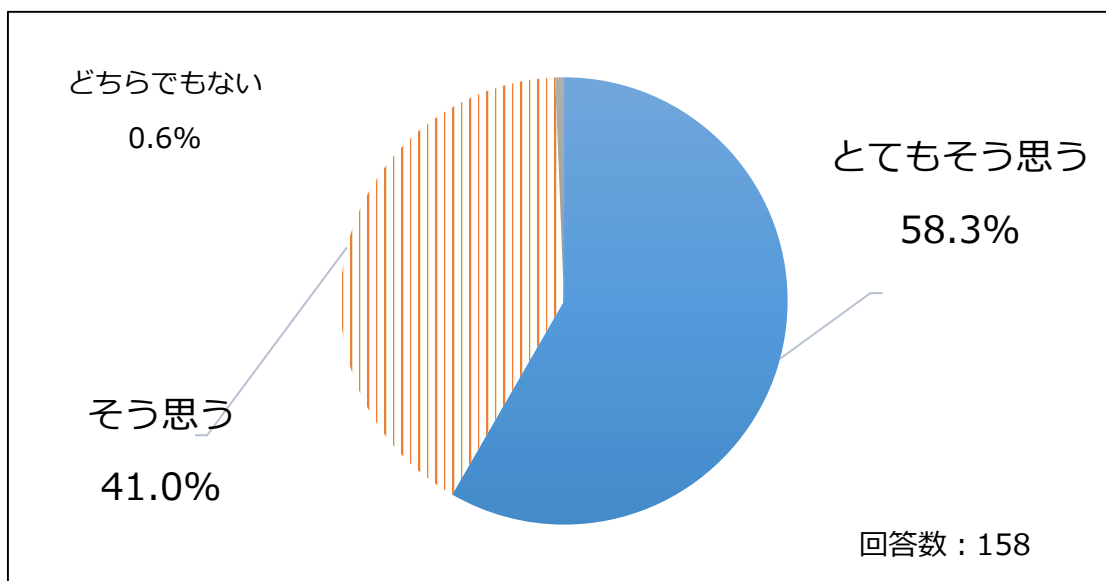


- 2 明石市が更生支援等に関する条例を制定したことを知っていましたか？  
⇒全体の約3割が、フェア開催前には条例の存在を知らなかった。



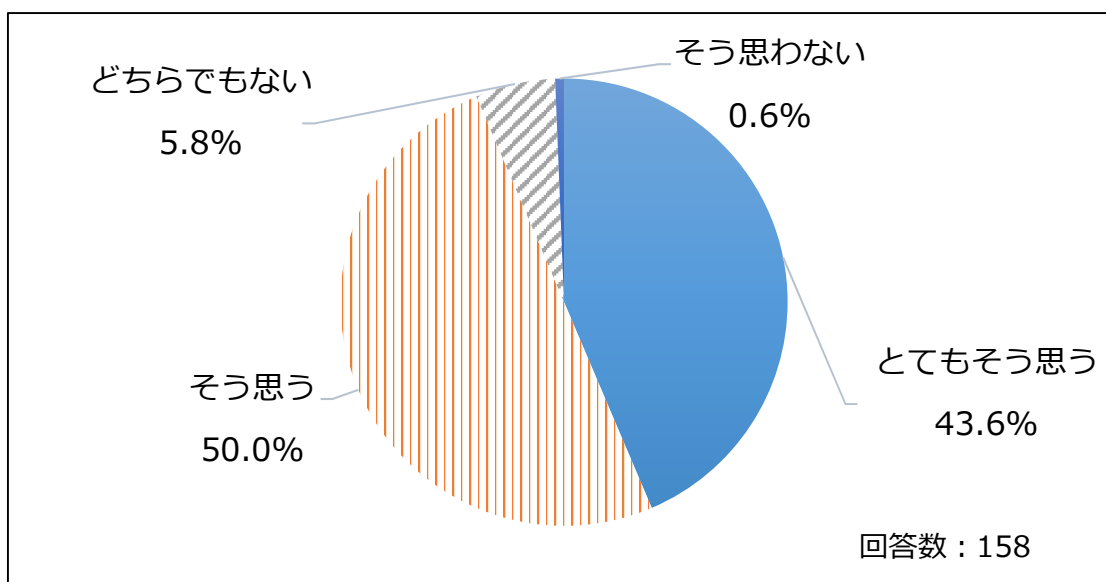
3 自治体が更生支援に取り組むことは必要だと思いますか？

⇒99.3%が「とてもそう思う」「そう思う」と回答。



4 このようなイベントがあったらまた参加したいと思いますか？

⇒93.6%が「とてもそう思う」「そう思う」と回答。



※その他、自由記載欄には、村木厚子氏の講演を評価する声が多数あったほか、「怖い人・関わりたくないという気持ちが変わった」「明日から目の向け方が少し変わっていきそう」「更生支援の充実した地域こそ誰もが住みやすい場になることを痛感した」といった前向きな意見が多数見られた。

## 明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力（第4条－第8条）

第3章 基本的施策（第9条－第13条）

第4章 地域社会における共生（第14条－第17条）

第5章 基盤整備、市民等の理解増進等（第18条－第21条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、明石市（以下「市」という。）における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が定める地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 罪に問われた者等 法第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- （2） 更生支援 罪に問われた者等が、円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。
- （3） 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- （4） 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

## （基本理念）

第3条 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等の多くが様々な生活のしづらさを抱える等の事情があるために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等の個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が、地域社会にお

いて孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会をともに構成する自立した個人として尊重されなければならない、罪に問われた者等に対する公共サービス等は一市民に対するものとして適切に行われなければならないこと、また、支援等に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下、行われなければならない。

3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念に十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下、罪に問われた者等が、地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を、早期に、総合的に、また、途切れることなく受けることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

## 第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等の個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総合的に行うことによる更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

### (関係機関等の役割)

第5条 関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、それぞれの行う措置又は活動により、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (関係機関等の中の緊密な連携協力の確保等)

第7条 市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、効果検証等のため、関係機関等が情報や意見の交換を行う機会を設けるものとする。

2 市は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 関係機関等は、更生支援に関する施策を実施する上において、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた者等の個人情報

報を適切に取り扱わなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市は、更生支援に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、財政上その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 基本的施策

(特性に応じた支援等)

第9条 市は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、支援等の内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

(就労の支援等)

第10条 市は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援等)

第11条 市は、少年の有する特性に鑑み、非行少年（非行のある少年をいう。以下この条において同じ。）及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、社会の一員として自立し、更生することを助けるため、学校をはじめとする関係機関等、家庭及び地域社会が連携した支援等を行い、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等の必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等の支援等)

第12条 市は、罪に問われた者等のうち健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居を確保すること等を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

(福祉サービス等の提供による支援等)

第13条 市は、罪に問われた者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、関係機関等と適切に連携して、その心身の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するものとする。

2 市は、罪に問われた者等のうち傷病等の事情があつて自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービスが提供されるよう、医療等に関する業務を行う関係機関等との連携に努めるなどの必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 地域社会における共生

(地域社会における共生の配慮)

第14条 市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念及び第2章の規定の趣旨にのっとり、市民等の協働による共生のまちづくり推進等の趣旨を踏まえて行うものとする。  
(地域における見守り等)

第15条 市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応じるものとする。  
(地域活動への参加促進)

第16条 市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等が地域社会の公益的活動等に参加できるよう配慮するものとする。  
(親族等に対する情報提供等)

第17条 市は、罪に問われた者等の身元引受人となる親族等に対し、必要に応じ、罪に問われた者等に対する更生支援の施策の内容、手続等について情報を提供等するよう努めるものとする。この場合において、当該親族等の生活状況等にも十分配慮するものとする。

#### 第5章 基盤整備、市民等の理解増進等

(体制の整備等)

第18条 市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(調査研究)

第19条 市は、更生支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、関係機関等と連携する等し、調査及び研究を行うものとする。  
(市民等の理解の増進)

第20条 市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を行うものとする。

2 市は、法第6条の規定の趣旨を踏まえ、再犯防止啓発月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

3 市は、更生支援に関する施策の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。  
(民間の団体等に対する援助)

第21条 市は、保護司会及び法第14条に規定する協力雇用主その他民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2019年4月1日施行

# 明石市更生支援及び

# 再犯防止等に関する条例

ができました



障害のある人や認知症などがある高齢者の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、生活に行き詰まるなどして万引きなどの犯罪を繰り返してしまう人もいます。

明石市では、このような生きづらさを抱えた人が、地域で安定した生活ができるよう支援する更生支援の取組を進めています。このような人たちが再び罪を犯すことなく社会に貢献できるようになれば、新たな被害者も生まれず、よりよい社会につながります。

市では、この取組をさらに確かなものとするため、条例を制定しました。今後も、地域の皆様のご理解をいただきながら、市民の誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えています。

お問い合わせ

明石市福祉局 更生支援担当

電話 078-918-5286

メール [kouseishien@city.akashi.lg.jp](mailto:kouseishien@city.akashi.lg.jp)



生きづらさを抱え罪に問われる等した人が、地域で安定した生活を送れるよう支援することで、再び罪を犯すことをなくし、市民の誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、このたび明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例を制定しました。

この条例は、国の「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に定める規定の趣旨も踏まえながら、地域の状況に応じた支援の内容などを定めています。

※条例文は市のホームページでご覧いただけます。

URL : [https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/ts\\_kousei/h30/kouseishien\\_ordinance/kouseishien\\_ordinance/kouseishien\\_ordinance.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/ts_kousei/h30/kouseishien_ordinance/kouseishien_ordinance/kouseishien_ordinance.html)

## 第1章 総則（条例の目的や理念等）

### 目的

- ①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくり
- ②再犯を防止し、安全なまちづくり

### 基本理念

- ①個々の特性に応じた総合的支援
- ②自立した個人としての尊重、本人意思の尊重
- ③地域による「早期」「総合的」「継続的」支援

## 第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力

市は地域の人たちのご理解ご協力をいただきながら、関係機関等と連携して支援します。



## 第3章 基本的施策

### 特性に応じた支援

対象となる人の特性を十分に踏まえて支援します。

#### 就労支援

自立した生活ができるよう、就労を支援します。



#### 住居の確保の支援

住むところがない人には、住居探しを支援します。



#### 非行少年などへの支援

学校や地域と連携して非行からの立ち直りを支援します。



#### 福祉・保健医療サービスなどにつなぐ

高齢者や障害がある人などは、福祉・保健医療サービスに繋がります。



## 第4章 地域社会における共生

対象となる人の見守り、地域活動への参加、親族への目配りなど、地域ならではの支援を行います。



## 第5章 基盤整備、市民等の理解増進等

市は支援に必要な体制を整えます。また、地域で更生支援について知ったり学んだりする機会を増やしていきます。

